

元気なシニア世代をめざして

秋田市健康ハンドブック

差し上げています！



A4サイズ、20ページ



お口の機能低下をチェック

右の5つのチェックで思いあたる項目がある人は、口腔機能の低下が心配されます。口腔機能の改善を目ざしましょう！

- 半年前に比べて固いものが食べにくくなった
- お茶や汁物などでむせることがよくある
- 口の渇きや汚れ、口臭が気になる
- むし歯や歯周病がある
- 入れ歯の不調に悩んでいる

内容

- ▶ねんりんピック秋田2017について
- ▶いいあんべえ体操でココモ予防 ▶低栄養を予防しましょう
- ▶お口の機能低下をストップ！（口腔ケア）
- ▶高齢者が元気に楽しく過ごすための12のヒント ほか

昨年開催した「ねんりんピック秋田2017」を記念して、市民の健康づくりや介護予防、社会参加の促進につながる取り組みなどをまとめた、「秋田市健康ハンドブック」を、長寿福祉課(市役所2階)、保健予防課(八橋)、各市民サービスセンターで差し上げています。ねんりんピック推進室 ☎(888)5678

4月から屋外広告物の安全点検が義務化されます

市では、街の美観を維持するとともに、突発的な事故から市民を守るために、「秋田市屋外広告物条例」に基づいて、看板などの屋外広告物設置に関する規制・誘導を行っています。

近年、屋外広告物の落下などによる事故が各地で相次いでいることを受けて、市では事故などを未然に防止するため、昨年12月に同条例の一部を改正しました。これにより、4月1日から屋外広告物の許可を申請する場合は、右記のとおり安全点検を実施し、報告することが必要になります。

店舗や事業所などに屋外広告物を設置している個人や事業者、また、広告主、屋外広告業者のみなさんは、この機会に屋外広告物の点検を行うなど、日常の安全管理に努めていただくようお願いします。

改正の内容 屋外広告物の設置者などは、継続許可申請などの前に屋外広告物の本体・接合部・支持部などの損傷や劣化の状況を管理者などに点検させ、その結果を申請時に報告する責務があります。

屋外広告物の高さ別に点検できる人が異なります
下表の○印のいずれかの人による点検が必要です

屋外広告物の高さ	管理者による点検			管理者以外の人による点検			
	資格がある人		左記の資格がない人	資格がある人		左記の資格がない人	
	屋外広告士	建築士		屋外広告士	建築士	点検講習修了者	
4m超	○	○	×	○	○	○	×
4m以下	○	○	○	○	○	○	×



■屋外広告物とは

屋外広告物法で、「常時または一定の期間、屋外で、公衆に対して表示されるもの」と定義されています。おもに右図の赤い部分にあるように、「屋上広告板」「壁面広告板」「突出広告板」「袖型看板」「巻付看板」「野立広告塔」などの種類があります。



問い合わせ・ホームページ

都市計画課 ☎(888)5764

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ur/im/kikaku/okugaikoukoku/tenken.htm>